

会 議 録

会 議 の 名 称	第 30 回藤井寺市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和 5 年 3 月 23 日(木) 10 時 00 分から 10 時 45 分
開 催 場 所	藤井寺市役所 厚生棟 2 階 研修室
出 席 者	委員：中辻 智子・星野 智子・岡本 祐典 山本 多津子・輿石 由美子 (順不同・敬称略)
欠 席 者	春名 絵美・爲貞 修子・石川 明宏・下村 富美枝
会 議 の 議 題	1. 「藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」の策定について 2. 道明寺こども園の幼保連携型認定こども園への移行にかかる利用定員の確認について 3. 幼稚園型認定こども園藤井寺カトリック幼稚園の利用定員変更について 4. 市立幼稚園・保育所運営検討部会の部会員について
会 議 資 料	・次第 ・(資料 1) 藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～について ・(資料 2) 藤井寺市立道明寺こども園の利用定員の確認について ・(資料 3) 幼稚園型認定こども園藤井寺カトリック幼稚園の定員変更について
会 議 の 成 立	成立
傍 聴 者 数	0 人
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記
記録内容の確認方法	会長の確認を得ている。
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開

第30回藤井寺市子ども・子育て会議

日時：令和5年3月23日(木) 10時00分～10時45分

場所：藤井寺市役所 厚生棟2階 研修室

1. 会長挨拶

2. 議事

- ・「藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」の策定について
- ・道明寺こども園の幼保連携型認定こども園への移行にかかる利用定員の確認について
- ・幼稚園型認定こども園藤井寺カトリック幼稚園の利用定員変更について
- ・市立幼稚園・保育所運営検討部会の部会員について

3. 議事録

事務局： 委員9名中5名の出席で会議が成立。なお、傍聴人は0名であり、今回は計画策定業務を委託しているコンサルタント業者も出席している旨、報告させていただく。

会長： それでは次第に沿って進める。議題1「藤井寺市子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～の策定について」、事務局より説明をお願いします。

～ 事務局より資料1に沿って説明 ～

事務局： 以上の内容で、市議会へも報告しており、今回の会議でのご意見を踏まえた内容で、策定に向けて進めていきたいと考えている。今後、計画が策定された際には、委員の皆様には資料を提供する予定である。事務局からの説明は以上である。

会長： 今の説明について、ご意見等あるか。

～意見なし～

会 長： ないようなので、計画については、このまま策定に向けて進めていただくようお願いする。

続いて、議題 2「道明寺こども園の幼保連携型認定こども園への移行にかかる利用定員の確認について」、事業担当課より説明をお願いします。

～ 保育幼稚園課より資料 2 に沿って説明 ～

会 長： 今の説明について、何かご意見ご質問はあるか。

委 員： 廃止する施設、新しい施設における職員の人数についてお聞きしたい。

保育幼稚園課： 職員の人数については、手元に資料を持ち合わせていないため正確にお答えできないが、道明寺幼稚園は園長を含めて総数 7 名、第 2 保育所については正確な数はお答えできないが職員の総数そのものについては大きく変わる予定はない。認定こども園になると、4 歳児、5 歳児クラスはそれぞれ 2 クラスずつとなり、各クラスについては複数担任制で運用していく予定である。

委 員： 大きく変わらないというのは、廃止する施設の人数と新しい施設の人数が変わらないということか。

保育幼稚園課： その通りである。

委 員： 今回の件で、職員が退職することにはなっていないのか。

保育幼稚園課： 施設類型の変更を理由とする職員の退職はない。

会 長： 統合していく中で、職員数がすごく少なくなると運営に影響があるので確認されたのかと思う。他にご意見あるか。

副会長： 1 号認定の定数がかなり減少している。どのように算定されているのか。

保育幼稚園課： 現状の 140 人という定員は開設当時に設定されたものであり、今回は、令和 5 年度に利用される人数および、これまでの利用最大人数の実績を元に設定している。もともとの 140 人は開設当時の人数なので、大幅に減少しているように見える。内訳は、3 歳から 5 歳までであるが、公立幼稚園は 4、5 歳児の保育を行っており、3 歳児保育は行っていない。認定こども園についても原則同じで、3 歳保育を行う運営変更には今のところいたっていない。ただ、認定こども園の良さを生かすということで、保育所であ

れば、保護者の就労が無くなると退所になるが、認定こども園なら保護者の就労状況が変わっても1号認定で引き続き預かることができるということで、3歳児クラスについては途中の切り替えの可能性を考えて5名と設定し、合計63人としている。

副会長： 公立で3歳児保育をしてくれるなら、利用したいという保護者は結構いらっしゃると思うので、5名ではなくもう少し幅があってもいいのかなと思う。こうなると逆に2号に移ると保育所のままの75人で、その枠は少ないように感じる。

保育幼稚園課： 混合クラスなので定員は弾力的な運用が可能と考えている。

副会長： そうやって融通を付けられるならよいのかなと思う。基本的には1号で入っても2号に移る可能性が高く、2号が多くなるというのが、ケースとして多いので、弾力的な運用をするのであれば大丈夫かなと思う。0歳児については、12名のところが8名ということで、0歳児は利用希望者が少ないだろうという想定か。

保育幼稚園課： 市全体で見ても、0歳児が定員を超えることはない。設備的には12名も可能であるが、現状8名で差し支えないと判断した。

副会長： 利用定員の変更は簡単に行えるのか。

保育幼稚園課： 基本的にはあまりないことである。公立施設に関しては給付費について関係はないが、民間施設では給付費の関係で定員の20%を超える運用が2年間続けば、定員を変更しなければ給付費の減算となる場合はある。そういった場合であっても、計画との兼ね合いや待機児童の有無などにより希望に対して対応できない場合も考えられる。実態に応じて対応していくが、定員変更することは少ないかなと思う。
今回は施設類型の変更があったので、それに応じて見直した。

副会長： 施設類型の変更は公立と私立とではいろいろ違って難しいところではあるが、私立の認定こども園よりも公立の認定こども園の方が市民の期待値は高いと思う。幼稚園、保育所へ通わせていた方なら今まで以上にプラスしたものを受けられるのではないかと期待する。そういったときに、定員が足りない、職員が足りないとならないように、できるかぎり融通の利く設定であってほしい。

職員の話になったが、教員免許と保育士資格と両方の資格を持っている方が望まれると思うが、先生たちの配置も十分に検討されているか。

保育幼稚園課： 片方だけの資格しかない職員は多くない状況であり、公立施設幼稚園3か所、保育所5か所、そして認定こども園1か所となり、弾力的な運用ができる期間もあるので、それも見ながら異動を検討していくこととなる。

副会長： 他市では資格の要件により認定こども園化をしていないところもある。勤めている方の不利益にならないようにということも考えての定員であればいいと思う。

会 長： 貴重なご意見をいただいた。幼稚園と保育所が一体となるスタートは迫っており、準備は十分にされていると思う。定員はこれが適正であると報告いただいたので、今後は運用内容の検証等々をしっかりと願います。

ほかにご意見等ないのであれば、続いて、議題3「幼稚園型認定こども園藤井寺カトリック幼稚園の利用定員変更について」、事業担当課より説明をお願いします。

～ 保育幼稚園課より資料3に沿って説明 ～

会 長： 今の説明に対して、ご意見ご質問等あるか。

委 員： 1号認定の3歳児クラスを10人減少させる変更であるが、私が思うには、3歳児のニーズはあると思うのだが、他の年齢児と同様に減少させるのか。

保育幼稚園課： 実際の利用人数を確認する資料が手元にないが、4歳、5歳、途中入園される方を見越したうえで、30人の設定で受け入れできる現状であると思う。実態に合うよう、また経営面を踏まえた判断もあったと思う。

副会長： 3歳児は、15人が2クラスで行う設定かなと思う。20人が基本であり、それよりも少ない人数であれば給付費の加算がつくのかなと。

保育幼稚園課： 給付費に関して、通常基準は20対1だが、民間では上乘せ基準で、15対1で加算がある。当該幼稚園はその加算をとられているため、1人で15人を見るという形で、先生が2人ついた運用をされていると思う。

副会長： 1号認定と2号認定のクラス編成をどうするかはこの資料だけではわからないが、利用定員に関しては、補助金の関係なども踏まえて設定されているとは思いますが、こどもたちを十分に見ることができる定員であると思う。

委 員： 少子化が進んでいるので、定員減となる方向はこれまでのこの会議でも見てきている。そんな中、国が本腰をいれて少子化に歯止めをかけようとしている。功をなして、少子化に歯止めがかかって出生率が上がることを想定した時に、減らした定員を再び増やす方向性はあるのか。

保育幼稚園課： 設備的にはもともと多い人数の設定をされているので、民間では施設の経営判

断もあるだろうが、元の状態に戻すのは可能であると考える。

委員： 待機児童を減らすことを目指す動きがある中で、ある程度は予測値、例えば出生届の数などで子どもの人数等がどう推移していくかは市でも把握が可能かと思う。その動向を見ながら、必要な際には増員するなど適切な動きをしていただきたい。

会長： 市に子ども・子育て世代が増えていく姿が望ましく、その際には施設の定員も見直すなどの検討をお願いします。

ほかにご意見等ないのであれば、続いて、議題4「市立幼稚園・保育所運営検討部会の部会員について」、事業担当課より説明をお願いします。

保育幼稚園課： 前回2月22日に開催された第29回藤井寺市子ども・子育て会議において、「諮問及び部会の設置について（市立幼稚園及び保育所の再編のあり方について）」の議題をご審議いただいた。「市立幼稚園・保育所運営検討部会」は、子ども・子育て会議の下部組織として設置を決定いただいた新たな部会である。そこでは、藤井寺市における幼児教育・保育の目指すべき方向性として、どの施設類型が良いのかについての専門的な審議・検討を行なっていただくことを予定している。

その部会を構成する部会員については、子ども・子育て会議の委員と、子ども・子育て会議の臨時委員の中から、後日、会長よりご指名いただくこととなっていた。また、部会員の指名とあわせ、部会の部会長の指名についても、藤井寺市子ども・子育て会議条例第8条第3項の規定により、会長よりご指名いただくこととなる。

会長： ただ今、担当課より説明いただいた内容について、市立幼稚園・保育所運営検討部会の部会員は、会長が指名することとなるので、本日、この場をお借りし、私のほうから部会員の指名をさせていただきます。

まず、子ども・子育て会議の委員から、学識経験者として幼児教育に精通しておられる輿石委員と、子ども関係団体の藤井寺子ども子育て連絡会に携わっておられる中辻委員、そして市民代表として春名委員を指名させていただきます。

それから、子ども・子育て会議の臨時委員については、担当課において適任者として委嘱していただいている方々から、学識経験者として、大阪商業大学の的場教授と、大阪総合保育大学の瀧川教授を指名させていただきます。

また、今回検討を行なう市立幼稚園及び保育所で勤務されている方々から、公立のこども園から渡邊園長と、公立幼稚園の代表として道明寺南幼稚園の中村園長、そして、公立保育所の代表として、第4保育所の高橋所長を指名させていただきます。

そして、市立幼稚園・保育所運営検討部会の部会長については、現在、藤井寺市において総合計画の策定業務にも携わっておられ、市役所行政にも精通しておられる的場委員を指名させていただきます。

なお本日は、子ども・子育て会議の臨時委員から部会員に指名させていただいた方々

については、本会議に出席されていないが、これからの藤井寺市の幼稚園、保育所のありようを考えていくこととなるため、新たな部会においては、是非とも活発なご議論を行なっていただき、藤井寺市の子どもたちにとって最適な方向性を示していただけることを切に願っている。

私からは以上となるが、このことについて何かご意見等あるか。

～意見なし～

会 長： ないようなので、本日の議題はこれで終了となる。進行を事務局にお返しする。

事務局： 事務局より 1 点報告がある。令和 5 年 4 月 1 日の施行で子ども・子育て会議条例を改正する。子ども家庭庁の設置に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、国に設置されている子ども・子育て会議に関する規定が削除された。このことにより、市町村の子ども・子育て会議条例の根拠の規定の条文が繰り上がったため、その部分を引用した条例に条ずれが生じたことから改正を行うものである。具体的には、市条例第 1 条、第 2 条に、子ども・子育て支援法の第 77 条とあるのが、第 72 条に改正される。本件については、明日開催予定の議会最終日に審議される予定である。

以上、予定していた議題は終了となるので、会議はこれで終了とさせていただきます。

4. 閉会